



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 条例

○大和高田市母子医療費助成条例の一部を改正する条例……………(保険医療課)……3

### 規則

○政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(秘書課)……4  
○大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則……………(保険医療課)……5  
○大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則……………(健康増進課)……5

### 訓令

○病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱……………(市立病院医療情報企画課)……5

### 告示

○大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(人事課)……6  
○大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示……………(介護保険課)……7  
○大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱……………(保険医療課)……13  
○臨時議会の招集……………(財政課)……18  
○放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……18  
○大和都市計画高度地区の変更の縦覧……………(都市計画課)……19  
○大和都市計画準防火地域の変更の縦覧……………(〃)……19  
○大和都市計画生産緑地地区の変更の縦覧……………(〃)……20  
○大和都市計画地区計画(神楽・池尻地区)の決定の縦覧……………(〃)……20  
○大和都市計画地区計画(菅原地区)の決定の縦覧……………(〃)……20  
○引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課)……21  
○大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱……………(健康増進課)……21  
○違反広告物の保管……………(都市計画課)……23  
○平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)等の要領の公表……………(財政課)……23  
○放置自転車等の移動・保管……………(生活安全課)……25

### 公告

○農用地利用集積計画の縦覧……………(産業振興課)……26  
○流域認可公告……………(下水道課)……26  
○大和高田市文化会館総合管理等業務委託に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室)……26  
○大和高田市水道事業エアコン購入に関する条件付き一般競争入札公告……………(〃)……28

### 教育委員会

○大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示……………(教育総務課)……30

○大和高田市公民館自主グループ活動要綱の一部を改正する告示……………	(生涯学習課)	……31
○教育委員会6月定例委員会の招集……………	(教育総務課)	……32
<b>選挙管理委員会</b>		
○選挙管理委員会の招集……………	(選挙管理委員会)	……32
○選挙管理委員会の招集……………	( 〃 )	……33
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨……………	( 〃 )	……33
○平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨……………	( 〃 )	……35
○選挙管理委員会の招集……………	( 〃 )	……57
○平成23年4月27日付けをもって提起された平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙に係る異議申出についての決定……………	( 〃 )	……58
○選挙管理委員会の招集……………	( 〃 )	……58
○選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事館の名称等を記載した書面の縦覧場所……………	( 〃 )	……58
<b>農業委員会</b>		
○農業委員会6月定例委員会の招集……………	(農業委員会)	……58
<b>公平委員会</b>		
○大和高田市公平委員会議事規則の一部を改正する規則……………	(公平委員会)	……59
<b>公営企業</b>		
○指定給水装置工事事業者の指定……………	(水道工務課)	……60
○指定給水装置工事事業者の廃止の届出……………	( 〃 )	……60

## 公布された条例のあらまし

### ◇大和高田市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

#### 1 改正の理由

母子医療費助成制度の対象者を父子家庭等へも拡大することに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

#### 2 改正の内容

##### (1) 題名の改正

「大和高田市母子医療費助成条例」→「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例」

##### (2) 助成対象者の拡大（第2条関係）

次の者を新たに対象とします。

ア 配偶者のない男子で現に児童を扶養するもの

イ 配偶者のない男子に扶養されている児童

ウ 父母のない児童を養育する男子で配偶者のないもの又は未婚のもの

##### (3) 所得制限規定の整備

助成対象者の拡大に伴い、助成対象者の所得制限について規定の整備を行います。

##### (4) 他条例の改正（附則）

改正前の条例を引用する次に掲げる条例の引用部分を改めます。

ア 大和高田市乳幼児医療費助成条例（第3条第2項第4号）

イ 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例（第4条第2号）

#### 3 施行期日

平成23年8月1日

## 条 例

### 条例第13号

大和高田市母子医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年5月13日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

大和高田市母子医療費助成条例（平成8年条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例

第1条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改める。

第2条中「母子家庭の母子」を「者」に改め、「者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く。）で国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者である」を削り、同条第1号ア中「18歳未満の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を現に扶養している者及びその18歳未満の児童」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養しているもの」に改め、同号ウ中「イに掲げる児童」を「エに掲げる者」に、「又は婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子」を「婚姻をしたことのない女子、配偶者のない男子又は婚姻をしたことのない男子」に改め、同号ウを同号オとし、同号イ中「18歳未満の児童」を「対象児童」に改め、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係

と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの又はこれに準ずる者（以下「配偶者のない男子」という。）であって対象児童を現に扶養しているもの

ウ ア又はイに掲げる者に現に扶養されている対象児童

第2条第2号中「本市内」を「市内」に、「。ただし、本市に住所を有する者に扶養又は養育されている前号ア又はイの児童については、この限りでない。」を「（市内に住所を有する者に扶養され、又は養育されている前号ウ又はエに掲げる者のうち市外に住所を有するものを含む。）」に改め、同条に次の2号を加える。

（3） 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくはこれらの者の被扶養者

（4） 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者

第3条の2の見出しを「（助成金の支給制限）」に改め、同条第1項第1号中「第2条第1号ア又はイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に、「児童で」を「対象児童で」に、「者の」を「ものの」に改め、同項第2号中「第2条第1号ア若しくはイに該当する児童」を「第2条第1号ウ又はエに掲げる者」に改め、同項第3号中「第1号の者」を「扶養者等」に、「（明治31年法律第9号）」を「（明治29年法律第89号）」に、「同号の者」を「扶養者等」に、「者並びにこれら以外の者であって、第2条第1号ア若しくはイに該当する児童又は当該児童」を「もの又はこれらの者以外の者であって第2条第1号ウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者」に、「児童と」を「者と」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（大和高田市乳幼児医療費助成条例の一部改正）

3 大和高田市乳幼児医療費助成条例（平成8年条例第32号）の一部を次のように改める。

第3条第2項第4号中「大和高田市母子医療費助成条例」を「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改める。

（大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例の一部改正）

4 大和高田市福祉医療費資金貸付基金条例（平成20年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「大和高田市母子医療費助成条例」を「大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例」に改める。

## 規 則

### 規則第11号

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する

**規則**

政治倫理の確立のための大和高田市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**規則第15号**

大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月27日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

大和高田市国民健康保険運営協議会規則の一部を改正する規則

大和高田市国民健康保険運営協議会規則（昭和36年規則第8号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「1年」を「2年」に改める。

**附 則**

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

**規則第16号**

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年5月23日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

大和高田市健康診査等負担金徴収規則の一部を改正する規則

大和高田市健康診査等負担金徴収規則（平成17年規則第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「平成22年度」を「平成23年度」に改め、同項中「平成22年度」を「平成23年度」に、「子宮がん検診又は乳がん検診」を「子宮がん検診、乳がん検診又は大腸がん検診」に、「2,000円」とあるのは、「0円」を「2,000円」とあるのは「0円」と、同表大腸がん検診の項中「500円」とあるのは「0円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**訓 令****訓令第5号**

病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成23年4月22日

大和高田市 長 吉 田 誠 克

病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 医療の質及び患者サービスの向上を目指し、地域に根ざした中核病院としての機能をさらに充実すべく病院情報システムの基本計画策定等を実施するに当たり、最適な事業者を選定するため、病院情報システム基本計画策定等支援業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 病院情報システム基本計画策定等支援業務を委託する事業者（以下「委託事業者」という。）の選定に関する事項
- (2) その他病院情報システムを再構築するために市長が必要と認める事項（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 事務局長
- (3) 副院長（副院長のうちから、市長が指名する者）
- (4) 診療局長
- (5) 看護局長
- (6) 技術局長
- (7) 総務企画課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外のものを委員とすることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、任命の日から委託事業者の選定が終了した日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 副委員長は、事務局長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、大和高田市立病院事務局医療情報企画課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

## 告 示

### 告示第42号

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年告示第30号）の一部を次のように改正す

る。

第3条中第11号を削り、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) トラックスケール計量業務員

第3条に次の2号を加える。

(12) 子育て支援指導員

(13) 医科医療事務管理士

第12条の次に次の1条を加える。

(分限及び懲戒)

第12条の2 臨時職員の分限及び懲戒は、地方公務員法、職員の分限に関する条例（昭和26年条例第36号）及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第34号）の規定によるものとする。

第14条に次の1項を加える。

2 臨時職員（月額臨時職員を除く。）が、公務上の災害又は通勤による災害により、療養のため勤務することができないときは、その勤務することができない日の第3日目までの期間（以下「第3日目までの期間」という。）につき、休業補償として、労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額の100分の60に相当する金額を支給する。ただし、第3日目までの期間中に、報酬等の支給を受けた日がある場合は、その日は当該期間に算入しない。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

職種		月額	日額	時間額
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
保育士		160,000円	—	980円
看護師	こども園又は保育所勤務の者	—	10,800円	1,390円
	上記以外	—	7,200円	920円
栄養士	短大卒	—	7,200円	920円
	大卒、栄養管理士	—	8,500円	1,090円
手話通訳者		—	7,200円	920円
保健師		—	8,500円	1,090円
ケアマネージャー		—	12,000円	1,540円
クリーンセンター技能員		—	7,000円	900円
トラックスケール計量業務員		—	—	800円
保育所給食調理員		—	—	810円
青少年会館指導員		149,800円	—	850円
子育て支援指導員		—	7,200円	920円
医科医療事務管理士		—	12,000円	1,540円

別表第2中「報酬等月額×1.00」を「報酬等月額×0.975（保育士の場合は、報酬等月額×0.5）」に、「報酬等月額×1.20」を「報酬等月額×1.125（保育士の場合は、報酬等月額×0.5）」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**告示第43号**

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する

告示を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱等の一部を改正する告示

(大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部改正)

第1条 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱（平成12年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知別添2。以下「国要綱」という。）に基づき、低所得で生計が困難である者等に対し、介護保険サービスの利用者負担を軽減した社会福祉法人等に対して予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条第2号中「すべて」を「全て」に改める。

第3条第1項中「（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保険者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者及び」を削り、「すべて」を「全て」に改め、「確認した者」の次に「並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保険者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者（以下「生活保護受給者等」という。）」を加える。

第5条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、生活保護受給者等に対する軽減の割合は、100分の100とする。

第7条中「要介護被保険者等」を「軽減対象者」に改める。

第8条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、確認申請者が生活保護受給者等である場合は、その旨を証する書類を添付しなければならない。

第8条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項後段の規定にかかわらず、市長は、同項後段の規定により添付すべき書類の内容をその保有する公簿等により確認することについて当該確認申請者の同意を得られたときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第12条（見出しを含む。）中「提示」を「提出」に改める。

第16条第1項第1号中「平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」の別添3社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業実施要綱」を「国要綱」に改め、同項第4号中「全体」を「全体額」に改める。

第22条中「場合において」を「ときは」に改める。

様式第1号から様式第11号までを次のように改める。

様式第1号（第8条関係）

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

フリガナ		確認番号							
被保険者氏名									

		被保険者番号		.....		
生年月日		年 月 日生	性別	男 ・ 女		
住 所		〒 電話番号				
利用サービス		1 特別養護老人ホーム (旧措置入所者に該当 該当 ・ 非該当) 2 在宅サービス (訪問介護の経過措置に該当 該当 ・ 非該当)				
利用者負担額 軽減申請理由						
		氏 名	生 年 月 日	性 別	生計中心者に○をつけてください	
世帯 構 成	世帯主					
	世帯員					
<p>大和高田市長 殿</p> <p>上記のとおり社会福祉法人等による利用者負担額の軽減対象の確認を申請します。 また、この申請に基づき介護保険課から各担当課に世帯全員の市民税・県民税情報及び年金情報の閲覧・照会を行われることについては、何ら異議もなく同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 電話番号</p> <p>氏名 印</p>						

市記入欄

年 月 日	備 考
年 月 日	(世帯の所得状況等を把握)
適用年 月 日	
年 月 日から	
有効期限	
年 月 日まで	

様式第2号(第9条関係)

社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認決定通知書  
(社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置)

第 号  
年 月 日

殿

大和高田市長 印

先に申請のありました、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請については、下記のとおり決定しましたので通知します。

被保険者氏名		被保険者番号	.....			
決定年月日	年 月 日					
決 定 事 項						
1 承認する	適用年月日	年 月 日				
	有効期限	年 月 日				
	承認番号	.....				
	承認内容					
2 承認しない	理 由					

問合せ先

様式第3号(第9条関係)

(表)

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 (社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度)				
交付年月日                      年            月            日				
確認番号				
受給者	住所			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年    月    日生	性別	男・女
介護保険被保険者番号 (被保険者の記載)				
適用年月日		年    月    日から		
有効期限		年    月    日まで		
軽減割合				
発行機関名及び印				

(裏)

注意事項

- 一 次の介護サービスを受けるときは、必ず事前に、この確認証を事業者に提出してください。
- 二 対象となるサービスは、介護福祉施設サービス、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護です。
- 三 この確認証は、都道府県に申出のあった事業者のみ有効です。
- 四 前記のサービスの利用者負担額並びにこれらのサービスを利用した場合の食費、居住費(滞在費)及び宿泊費が、表面に記載されている軽減割合により軽減されません。
- 五 介護保険の被保険者の資格がなくなったとき、軽減措置の要件に該当しなくなったとき、又は今後、前記のサービスを利用する見込みがないとき若しくは確認証の有効期限に至ったときは、遅滞なく、この証を大和高田市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。
- 六 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、大和高田市にその旨を届け出てください。
- 七 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

様式第4号(第18条関係)

第 号  
年 月 日

補助金交付申請書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

年度における社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業について次のとおり補助金を交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 関係書類
  - (1) 年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助金額所要額調書
  - (2) 年度資金収支(歳入歳出)予算(内訳)書抄本
  - (3) その他関係書類

様式第5号(第19条関係)

第 号  
年 月 日

補助金交付決定通知書

(補助事業者名) 殿

大和高田市長 印

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業について、金 円を下記の条件を付して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
 

補助事業に要する経費(軽減総額)	円
補助基本額(軽減総額-控除額)	円
補助所要額	円
補助金の額	円
- 3 補助事業者は、大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱に従わなければならない。

様式第6号(第20条関係)

第 号  
年 月 日

補助金変更交付申請書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった 年度社会福祉法人

等による利用者負担額軽減措置事業の内容を変更し、次のとおり補助金を交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額(変更後 金 円)  
(変更前 金 円)

2 関係書類

- (1) 年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助金額所要額調書
- (2) 年度資金収支(歳入歳出)予算(内訳)書抄本
- (3) その他関係書類

様式第7号(第20条関係)

第 号  
年 月 日

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名) 殿

大和高田市長 印

年 月 日付け第 号で変更申請のあった 年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業について、下記のとおり変更して交付することを決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け第 号で申請のあった事業とし、その内容は補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。

- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費(軽減総額)	円
補助基本額(軽減総額-控除額)	円
補助所要額	円
補助金の額	円
今回増(減)額決定額	円

- 3 補助事業者は、大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱に従わなければならない。

様式第8号(第21条関係)

第 号  
年 月 日

事業実績報告書

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

年 月 日付け第 号で補助金(変更)交付決定のあった 年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業を完了したので、関係書類を添えて申請します。

記

1 関係書類

- (1) 補助金精算調書
- (2) 年度資金収支(歳入歳出)予算(内訳)書抄本
- (3) その他関係書類

様式第9号(第22条関係)

第 号  
年 月 日

補助金額確定通知書

(補助事業者名) 殿

大和高田市長 印

年 月 日付け第 号で報告のあった事業実績に基づき、年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

確定額 円

様式第10号(第23条関係)

補助金請求書

金 円也

ただし、年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助金

補助金確定額 円

(根拠)

補助金確定通知 (第 号 年 月 日)

上記のとおり補助金を精算払によって交付されたく、請求します。

年 月 日

大和高田市長 殿

所在地  
団体名  
代表者名 印

様式第11号(第24条関係)

第 号  
年 月 日

補助金交付決定取消通知書

(補助事業者名) 殿

大和高田市長 印

年 月 日付け第 号で(変更)申請のあった年度社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金額 円を取り消す。

(一部取消しの場合)

2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費(軽減総額) 円

補助基本額(軽減総額-控除額) 円

補助所要額 円

3 取消しの理由

(大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第2条 大和高田市社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る補助事業実施要綱の一部を改正する告示(平成21年告示第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**告示第54-2号**

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱を次のように定める。

平成23年4月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市国民健康保険一部負担金減免等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第44条第1項に規定する一部負担金の減額、免除及び徴収猶予(以下「減免等」という。)の取扱いに関し、大和高田市国民健康保険条例施行規則(平成12年規則第73号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一部負担金 法第42条第1項の規定により得られた額のうち入院療養に係る額をいう。
- (2) 実収入月額 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額をいう。
- (3) 基準額 生活保護法の規定の適用があるものとして、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助について同法第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定した世帯主又はその世帯に属する被保険者(以下「世帯主等」という。)の需要の額の合算額をいう。

(減免等の対象)

第3条 市長は、世帯主等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、世帯主等の資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、世帯主の申請により一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する事由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事実が発生した日の属する月から6月を経過しているときは、一部負担金の減免等をしないものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(減免等の基準)

第4条 一部負担金の減免等に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯主等の実収入月額が基準額を超え、基準額に100分の120を乗じて得た額以下であり、かつ、世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分以下である場合は、一部負担金の2分の1を減額する。
- (2) 世帯主等の実収入月額が基準額以下であり、かつ、世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分以下である場合は、一部負担金の支払又は納付を免除する。
- (3) 世帯主等の実収入月額が基準額に100分の120を乗じて得た額を超え、100分の130を乗じて得た額以下であり、かつ、世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の3月分以下である場合は、一部負担金の徴収を猶予する。

2 前項第3号の規定による徴収猶予は、猶予する期間内に市長が当該一部負担金を確実に徴収することができる見込みがあると認めた場合に限り行うものとする。

（減免等の期間）

第5条 一部負担金の減額及び免除の期間は、申請のあった日の属する月以後12月につき3月以内とする。ただし、当該世帯の生活状況、入院療養に要する期間等を考慮し、当該期間を超えて減額又は免除を行う必要があると市長が認めたときは、世帯主の申請に基づき3月以内を限度として延長することができる。

2 一部負担金の徴収猶予の期間は、申請のあった日の属する月を含めて3月以内の一部負担金について、6月以内の期間を限って行うものとする。

（減免等の申請）

第6条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、規則第5条第1項に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 医師が発行した入院証明書
- （2） 生活状況申告書（様式第1号）
- （3） 給与証明書（様式第2号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（審査）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、法第113条の規定に基づき、文書の提出、資料の提供若しくは提示を命じ、又は質問を行うものとする。

2 市長は、世帯主等が前項の規定による調査に応じないため申請に係る事実の確認ができないときは、当該申請を却下することができる。

（決定等）

第8条 市長は、前条の規定による調査をし、減免等の承認又は不承認を決定し、規則第5条第2項に規定する通知書により申請者に通知するとともに、承認を受けた申請者には国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書（様式第3号。以下「証明書」という。）を併せて交付するものとする。

2 市長は、証明書を1月単位で交付するものとする。ただし、承認開始日が当該月の21日以後であるときは、翌月分の証明書を交付することができる。

（証明書の提示）

第9条 証明書の交付を受けた者は、保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において入院療養の給付を受けようとするときは、国民健康保険被保険者証に当該証明書を添えて当該保険医療機関等に提示しなければならない。

（減免等の取消し等）

第10条 市長は、一部負担金の減免等の措置を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該措置を取り消し、又は変更するものとする。

- （1） 虚偽の申請その他不正な行為により一部負担金の減免等の措置を受けたと認められるとき。
- （2） 資力の回復その他の事情の変化により減免等の措置を行うことが不相当であると認められとき又は当該措置を変更する必要があると認められるとき。
- （3） 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により減免等の措置を取り消し、又は変更したときは、当該世帯主及び当該保健医療機関等に通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により減免等の措置を取り消した場合は、世帯主等からその支払を免れた額を徴収し、又は徴収猶予をした額を一括して徴収するものとする。

（補則）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

生活状況申告書

年 月 日

大和高田市長 様

申告者（世帯主） 印

次のとおり、私の世帯の生活状況について偽りのないことを誓約し、申告します。また、必要があるときは、世帯主又は世帯に属する被保険者の資産、収入の状況等につき、官公署、銀行、信託会社、雇主等に対して調査の依頼をすることに同意します。

収入状況	収入の種類		1 給与収入 2 事業収入 3 日雇収入 4 仕送り 5 家賃・不動産 6 その他（ ） いずれかに○			
	収入月額	今月分実収入額		前月分実収入額	前々月分実収入額	平均実収入額
		円		円	円	円
		※認定				
	今月分実収入金の内訳	総収入額	給与収入		※認定	※控除額内訳 (必要経費)
			年金等			
			公的扶助等			
			小計(ア)			
		控除額	課税			
	小計(イ)					
差引収入額(ア) - (イ)						
生活費	生活費月額	左の生活費月額の内訳を詳しく書いてください。				
		(ア) 主食費 円		(エ) 住宅費 円		
		(イ) 副食・その他 円		(オ) 教育費 円		
		(ウ) 光熱水費・その他 円		(カ) その他 円		
資産	所有地 (地目・面積㎡)	借地 (地目・面積㎡)	貸付地 (地目・面積㎡)	家屋		
				その他		
預貯金	有・無	金融機関名	預金の種別	金額	備考	
有価証券	有・無	種類	額	面	評価概算額	
					円	
生命保険	有・無	契約先	契約金		保険料	
			円		円	
負債	具体的にご記入ください。					
住居	家屋の種類	・普通家屋 ・寮 ・その他( )				
	所有状況	・持家 ・借家 ・間借 ・同居				
	家賃	月	円	・現物支払又は免除		

様式第2号（第6条関係）

給与証明書

年 月 日

大和高田市長 様

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)  
住所

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

氏名 印

次のとおり、証明します。

氏名		職名及び職務内容		
住所				
区分		今月分（月）	前月分（月）	前々月分（月）
勤務（就労）日数		日	日	日
給 与 額	基本給	円	円	円
	日給（日分）	円	円	円
	家族手当（人）	円	円	円
	手当	円	円	円
	手当	円	円	円
	時間外手当	円	円	円
	賞与等	円	円	円
小計（イ）	円	円	円	
控 除 額	所得税	円	円	円
	市県民税	円	円	円
	健康保険料	円	円	円
	厚生保険年金料	円	円	円
	その他保険料	円	円	円
小計（ア）	円	円	円	
差引支給額（ア）－（イ）		円	円	円
摘要欄	1 給与の定例支給日 毎月（日）			
	2 次回の昇給・賞与の予定年月日・金額			
	3 現物給付の品目数量（給与証明期間各月分ごと）			
	4 その他（増加・減少等の理由）			

記入上の注意

この証明書は、国民健康保険一部負担金の減額、免除、徴収猶予の申請のため、大和高田市に生活状況等を申告する場合に必要な添付書類です。

今月（月半ばにおいては、見込み）及び前2月の期間におけるすべての給与及び源泉徴収について、それぞれの内訳を記入してください。

摘要欄には、次回の昇給・賞与の見通し及び現物給付の状況、支給額に著しい増減のある場合はその理由等について記入してください。

様式第3号（第8条関係）

減 額  
国民健康保険一部負担金 免 除 証明書  
徴収猶予

被保険者番号						世帯主氏名	
入院療養の給付を受ける被保険者	住 所						

	氏 名			
	生年月日	年 月 日	世帯主との続柄	
医療機関所在地				
医療機関名称等				
傷 病 名	(1)	発病又は負傷年月日	(1)	年 月 日
	(2)		(2)	年 月 日
	(3)		(3)	年 月 日
証 明 事 項	1 減 額	減額割合 ( ) (一部負担金 割)		
	2 免 除	全額市負担 (一部負担なし)		
	3 徴収猶予	医療機関での一部負担金の支払なし		
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日		大和高田市長 印		
<p>注意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を国民健康保険被保険者証に添えて保険医療機関等に提出してください。</li> <li>2 保険医療機関等は、免除・徴収猶予の場合、被保険者から一部負担金を徴収しないでください。</li> <li>3 保険医療機関等は、減額の場合、本来徴収すべき一部負担金から減額割合に応じた減額分（円未満切上げ）を差し引いた額を徴収してください。</li> <li>4 保険医療機関等は、この証明書をレセプトに添付の上別綴じとし、減額・免除・徴収猶予された額を診療報酬と合わせて奈良県国民健康保険団体連合会宛てに請求してください。</li> </ol>				

**告示第55号**

平成23年5月11日、次の事件を付議するため、大和高田市議会臨時会を本市議事堂に招集する。  
平成23年5月2日

大和高田市長 吉 田 誠 克

記

報第 1号 専決処分の報告について

- ・ 平成22年度大和高田市一般会計補正予算（第7号）
- ・ 平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算（第2号）
- ・ 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- ・ 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

同第 1号 監査委員の選任について

議第35号 大和高田市母子医療費助成条例の一部改正について

**告示第56号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月2日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため
2. 移動年月日  
平成23年4月5日、同月6日、同月7日、同月18日、同月19日、同月21日、同月22日
3. 移動対象区域  
近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域
4. 保管場所  
大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所
5. 引取期間  
移動日から60日間。ただし、祝日は除く。
6. 引取時間  
午前9時～正午・午後1時～午後5時  
ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午
7. 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア. 移動費 2,000円
    - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
8. 連絡先  
大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

**告示第57号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画高度地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類  
大和都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第58号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画準防火地域を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類  
大和都市計画準防火地域
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第59号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類  
大和都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第60号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類  
大和都市計画地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市神楽・池尻地区)市街化区域内
- 3 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第61号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 都市計画の種類  
大和都市計画地区計画

- 2 都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市菅原地区)市街化区域内
- 3 縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課

**告示第62号**

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成23年5月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠  
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため
2. 処分対象自転車等の保管場所  
大和高田市曾大根  
大和高田市高架下自転車保管所
3. 処分年月日  
平成23年5月31日
4. 処分対象自転車等の移動年月日  
平成23年2月3日、同月7日、同月9日、同月15日、同月17日、同月23日、同月28日

**告示第63号**

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱を次のように定める。

平成23年5月16日

大和高田市長 吉田 誠 克

大和高田市子宮頸がん等予防ワクチン接種費用助成要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの予防接種（以下「ワクチン接種」という。）に要する費用を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成を受けることができる者は、ワクチン接種を受ける日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者であって、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるもの（以下「接種対象者」という。）の保護者（以下「助成対象者」という。）とする。

- （1） 子宮頸がん予防ワクチン 中学1年生から中学3年生までの年齢に相当する女子
- （2） ヒブワクチン 生後2月以上5歳未満の者
- （3） 小児用肺炎球菌ワクチン 生後2月以上5歳未満の者

（助成金の額）

第3条 助成金の額は、ワクチン接種1回につき、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- （1） 子宮頸がん予防ワクチン 14,439円
- （2） ヒブワクチン 8,052円
- （3） 小児用肺炎球菌ワクチン 10,167円

2 前項の規定にかかわらず、接種対象者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯であるときは、ワクチン接種費用の全額を助成する。

（助成対象接種回数）

第4条 助成金の支給の対象となるワクチン接種の回数は、接種対象者1人につき3回を限度とする。

（接種）

第5条 助成対象者は、接種対象者がワクチン接種を受けるときは、接種機関（市と社団法人奈良県医師会との間で締結するワクチン接種に関する契約書に規定する接種機関をいう。以下同じ。）に対し、別に定めるワクチン接種予診票（以下「予診票」という。）及び母子健康保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項に規定する母子健康手帳を提出しなければならない。

2 助成対象者（その世帯が被保護世帯である者を除く。）は、前項の規定により接種対象者がワクチン接種を受けたときは、接種機関に対し、当該ワクチン接種に係る接種費用の額から助成金として当該助成対象者に支給されるべき額を控除して得た額を支払わなければならない。

3 接種機関は、接種対象者がワクチン接種を受けたときは、助成対象者に別に定めるワクチン接種済証を交付するものとする。

（ワクチン接種費の請求及び支払）

第6条 市長は、前条の規定により接種対象者がワクチン接種を受けたときは、助成対象者が接種機関に支払うべき接種費用のうち助成金として当該助成対象者に支給すべき額について、当該助成対象者に代わり、当該接種機関に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対して助成金の支給があったものとみなす。

3 接種機関は、第1項の規定による支払を受けようとするときは、請求書及び実施報告書に助成対象者が提出した予診票の写しを添付し、毎月分を取りまとめて翌月の10日までに助成金を市長に請求するものとする。

4 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、助成金相当額を委託料として接種機関に支払うものとする。

（償還払い）

第7条 市長は、次に掲げる場合において、助成対象者に対して償還払いにより助成することができる。

（1） 接種対象者がやむを得ない事由により接種機関以外の医療機関でワクチン接種を受けた場合

（2） 助成対象者が接種機関でワクチン接種に実際に要した費用の全額を支払った場合

2 助成対象者は、前項の規定に基づき償還払いにより助成を受けようとするときは、別に定めるワクチン接種費用請求書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1） ワクチン接種費用を支払った医療機関が発行する領収書

（2） ワクチン接種済証又は当該予防接種の記録を確認できる母子健康手帳

（3） 健康保険証等申請者本人であることを確認できる書類

（4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事故防止等）

第8条 接種機関は、ワクチン接種の実施に当たり、事故防止のため万全を期するものとし、実施中に事故等が生じた場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

（健康被害の救済）

第9条 市長は、接種対象者が接種機関においてワクチン接種を受け、障害者となり、又は死亡した場合等において、当該健康被害が当該ワクチン接種を受けたことによるものであると認めた場合は、その健康被害の状況に応じて加入保険により給付を行うものとする。

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
(ワクチン接種の特例)
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、東北地方太平洋沖地震による被災地の避難者が本市においてワクチン接種を受けようとする場合は、当該避難者をこの告示による接種対象者とみなして、ワクチン接種に要する費用の助成を行うことができる。

## 告示第64号

屋外広告物法第8条の規定により、次のとおり違反広告物を保管しましたので告示します。

平成23年5月25日

大和高田市長 吉田 誠 克

整理番号	名 称	種 類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	ホームソリューション (株)	はり札	2	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
2	綿松ハウジング	はり札	1	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
3	日本共産党	はり札	13	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
4	自由民主党	はり札	4	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
5	理創住販 (有)	はり札	4	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
6	(有) 明日香開発	はり札	6	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
7	東武建設	はり札	1	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
8	(株) 大地不動産	はり札	1	市内	5/19	5/19	市役所西駐車場
9	(有) 奈良アシスト	はり札	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
10	奈良ミュキハウス建設 (株)	はり札	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
11	不動産090-5040-3087	立看板	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
12	不動産090-1962-5566	立看板	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
13	不動産090-5155-5588	立看板	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
14	堀田晃和 (株)	立看板	9	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所
15	三貴ホームサービス (株)	のぼり	1	市内	5/19	5/19	西駐車場市役所

問い合わせ先 環境建設部 都市計画課 TEL 0745-22-1101

## 告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成23年5月31日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成23年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

- 1 平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 2 平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度大和高田市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）専決処分  
 平成23年度大和高田市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301,708千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 諸収入		56,000	245,708	301,708
	2 雑入	55,999	245,708	301,707
歳 入 合 計		56,000	245,708	301,708

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		0	245,708	245,708
	1 繰上充用金	0	245,708	245,708
歳 出 合 計		56,000	245,708	301,708

「第3款 繰上充用金」を新設する。

平成23年度大和高田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）専決処分  
 平成23年度大和高田市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ234,451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278,451千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		43,997	234,451	278,448
	1 使用料	43,997	234,451	278,448
歳入合計		44,000	234,451	278,451

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		0	234,451	234,451
	1 繰上充用金	0	234,451	234,451
歳出合計		44,000	234,451	278,451

「第3款 繰上充用金」の新設により、「第3款 予備費」を「第4款 予備費」に改める。

## 告示第66号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成23年5月31日

大和高田市長 吉田誠克

## 1. 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため

## 2. 移動年月日

平成23年5月9日、同月12日、同月17日、同月19日、同月23日、同月25日、同月31日

## 3. 移動対象区域

近鉄松塚駅・近鉄築山駅・近鉄大和高田駅・近鉄高田市駅・JR高田駅・近鉄浮孔駅周辺自転車等放置禁止区域

## 4. 保管場所

大和高田市曾大根・大和高田市高架下自転車保管所

## 5. 引取期間

移動日から60日間。ただし、祝日は除く。

## 6. 引取時間

午前9時～正午・午後1時～午後5時

ただし、土曜日・日曜日は午前9時～正午

## 7. 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
  - ア. 移動費 2,000円
  - イ. 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8. 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

公 告

**公告第54号**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第6項(農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律(平成5年法律第70号)附則第2条第2項)の規定により、農業経営基盤強化基本構想を変更したので、同条第7項の規定により公告する。

平成23年5月2日

大和高田市長 吉田誠克

**公告第55号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年5月10日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 施行者の名称  
奈良県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和46年3月25日  
至 平成30年3月31日
- 4 事業地  
収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし
- 5 縦覧場所  
大和高田市上下水道部下水道課

**公告第56号**

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成23年5月20日

大和高田市長 吉田誠克

1	件名	大和高田市文化会館総合管理等業務委託
2	履行場所	大和高田市文化会館

3 履行期間	平成23年7月1日から平成26年6月30日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。</p> <p>(3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(4) 平成23・24・25年度本市競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理等業務）に種目「警備」又は「建物管理」で登録していること。</p> <p>(5) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けている者であること。</p> <p>(7) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する公安委員会の認定を受けている者であること。</p> <p>(8) 建築物環境衛生管理技術者の国家資格を有する者を、専任で常勤職員から配置することができる者であること。</p> <p>(9) 警備業法第22条の規定に基づく警備員指導教育責任者（業務の区分1号業務）を、常勤職員から配置することができる者であること。</p> <p>※（8）と（9）とを兼任することはできません。</p> <p>(10) 当該業務を仕様書に基づき人員を配置し、確実に業務を履行できる者であること。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。</p> <p>(2) 上記「5 入札参加資格要件」の（6）については登録証明証の写しを、（7）については警備業認定証の写しを、提出してください。</p> <p>(3) 上記「5 入札参加資格要件」の（8）については配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写しを、（9）については配置予定者の警備業務区分1号業務の警備員指導教育責任者資格者証の写しを、配置予定者が常勤職員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し）を各々添付して提出してください。</p> <p>(4) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(5) 受付期間 平成23年5月20日（金）から平成23年5月30日（月）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(6) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(7) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室（本庁舎南隣）</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年5月31日（火）まで（随時）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>

8 入札説明書(仕様書)等の配布	<p>入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年5月20日(金)から平成23年5月30日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p> <p>(4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。</p> <p>(5) 特記仕様書及び設計書の返却 特記仕様書及び設計書は、入札執行までに返却願います。</p>
9 設備詳細仕様書の閲覧及び貸出し	<p>設備詳細仕様書の閲覧又は貸出しを行います。</p> <p>設備詳細仕様書の閲覧又は貸出しを希望者に対し、1日以内に限り行います。また、貸出しには、事前に予約が必要となります。</p>
10 入札説明書(仕様書)及び設備詳細仕様書についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)及び設備詳細仕様書についての質疑は、本市ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年5月20日(金)から平成23年6月1日(水)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答方法及び期日 回答は、本市ホームページ(入札公告欄)により随時行うものとし、平成23年6月3日(金)午後5時までに完了するものとする。</p>
11 入札執行の場所及び日時	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年6月10日(金)午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 本庁舎3階西会議室</p>
12 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。</p>
13 入札保証金	<p>免除します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 最低制限価格	<p>設定しません。</p>
18 開札結果等の公表	<p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
19 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年5月31日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 物品名	大和高田市水道事業エアコン購入
2 設置場所	大和高田市上下水道部内
3 設置期間	契約締結の日から6か月以内
4 物品内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者名簿の電気工事若しくは管工事(空調)又は大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿の(冷暖房機器・空調機器)に登録されている者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(5) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(3) 受付期間 平成23年5月31日(火)から平成23年6月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(4) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(5) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成23年6月7日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 配布の期間 平成23年5月31日(火)から平成23年6月6日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>(3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室(本庁舎南隣)</p>

9 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 平成23年5月31日（火）から平成23年6月9日（木）まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(4) 回答期限 平成23年6月9日（木）午後5時まで</p> <p>回答は、質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成23年6月13日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 郵便事業株式会社大和高田支店留 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成23年6月14日（火）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	落札者は、この公告に示した物品の納入を履行できると大和高田市長が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限価格	設定しません。
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

### 教育委員会

#### 教育委員会告示第7号の2

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月1日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱の一部を改正する告示

大和高田市教育委員会臨時職員の任用等に関する要綱（平成16年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 高等学校講師に特殊勤務手当を支給する。

第8条中「無給休暇」の次に「、分限、懲戒」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

職種		月額	日額	時間額
一般事務職	短期雇用	—	5,500円	700円
	事務補助、職員代替	—	6,600円	850円
営繕技能職		—	8,300円	1,070円
給食調理員		—	5,700円	810円
社会教育指導員		149,800円	—	—
中学校講師		—	—	2,500円
小学校講師	大卒	186,368円	—	—
	短大卒	161,096円	—	—
幼稚園講師		161,096円	8,000円	1,030円
小中学校及び幼稚園の補助員		—	—	1,250円
高等学校講師		196,872円	—	2,500円
高等学校実習助手		168,688円	—	2,000円
高等学校クラブ活動指導員		—	—	2,000円
特別支援学級支援講師		—	—	1,250円
学校栄養士	大卒、栄養管理士	—	8,500円	1,090円
	短大卒	—	7,200円	920円
学校用務員（校務員）		—	6,600円	850円
発掘作業員		160,500円	10,200円	1,310円
発掘作業補助員		—	8,300円	1,070円
発掘品整理作業員		—	6,100円	780円
アートマネージャー		—	8,500円	1,090円

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**教育委員会告示第10号**

大和高田市公民館自主グループ活動要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年5月16日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

大和高田市公民館自主グループ活動要綱の一部を改正する告示

大和高田市公民館自主グループ活動要綱（平成5年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「要綱」を「告示」に、「ことを目的とする」を「もの

とする」に改める。

第2条中「はぐくみ」を「育み」に改める。

第3条中「グループは次の」を「グループは、次に掲げる」に改める。

第4条を次のように改める。

（構成等）

第4条 グループは、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

- （1） 10名以上の会員で構成されていること。
- （2） 会員が市内に居住し、通勤し、又は通学する者であること。
- （3） グループ以外の者が当該グループ活動に参加を希望するときは、その活動に支障のない限り随時加入できること。

第5条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第3項中「変更の」を「変更が」に改める。

第7条中「場合には」を「場合は」に改める。

第9条中「1グループ」の次に「につき」を加える。

第10条中「公の」を削り、「又は施設」を「、施設」に改める。

第11条中「要綱」を「告示」に改める。

第12条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「要綱」を「告示」に改める。

別記様式中「大和高田市立」を「大和高田市教育委員会」に改め、

「（氏名）

（住所）

（電話）」を

「（住所）

（氏名）

（電話）」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

### 教育委員会告示第11号

大和高田市教育委員会6月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年5月31日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

記

日 時 平成23年6月6日（月）午後2時00分

場 所 中央公民館 1階 視聴覚室

議 案 第1号 平成23・24年度大和高田市社会教育委員委嘱（案）について

第2号 第53回大和高田市美術展覧会開催要項（案）について

第3号 第28回大和高田市スポーツ少年大会開催要項（案）について

第4号 第58回近畿高等学校バスケットボール選手権大会について

第5号 後援願いについて

第6号 その他

**選挙管理委員会**

選挙管理委員会告示第64号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年5月6日(金) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室
- 3 議 案 第1号 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙の選挙結果に係る異議の申立てについて  
第2号 その他

#### 選挙管理委員会告示第65号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月2日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年5月12日(木) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

#### 選挙管理委員会告示第66号

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成23年5月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額 円 7,766,000 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	植田 龍一	所属党派	無所属	出納責任者氏名	西尻 慈宏
期間	平成23年3月17日から平成23年4月27日まで(第1回分)				

【収 入】		【支 出】	
主たる寄附 氏 名 (団体名)	(寄付額) 円		
.....		(1) 人件費 .....	490,000 円
.....		(2) 家屋費	
.....		選挙事務所費 .....	305,000
.....		集会会場費 .....	13,480
.....		(3) 通信費 .....	58,247
.....		(4) 交通費 .....	0
.....		(5) 印刷費 .....	662,774
.....		(6) 広告費 .....	537,495
.....		(7) 文具費 .....	10,583
その他の寄附 .....	490,000	(8) 食糧費 .....	55,860
その他の収入		(9) 休泊費 .....	0
自己資金 .....	1,800,000	(10) 雑費 .....	27,322
		(11) 委託料 .....	0
今回計 .....	2,290,000	今回計 .....	2,160,761
前回計 .....	0	前回計 .....	0
総 計 .....	2,290,000	総 計 .....	2,160,761

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額        ¥ 7,766,000 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	吉田 誠克	所属党派	無所属	出納責任者氏名	竹内 秀憲
期間	平成23年3月31日から平成23年5月6日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	210,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	729,440
.....		集会会場費	24,385
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	557,100
.....		(6) 広告費	645,963
.....		(7) 文具費	12,373
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	72,122
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	43,084
自己資金	..... 3,000,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	..... 3,000,000	今回計	..... 2,294,467
前回計	0	前回計	0
総計	..... 3,000,000	総計	..... 2,294,467

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会告示第67号

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における各候補者から提出のあった選挙運動に関する収入及び支出の要旨を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第192条第1項の規定により次のとおり公表します。

平成23年5月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類 平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額 円 3,803,400円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	砂原 弘治	所属党派	公明党	出納責任者氏名	畑中 伸之
期間	平成23年3月1日から平成23年4月22日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	359,542
公明党	1,153,790	集会会場費	0
西和党支部		(3) 通信費	13,517
		(4) 交通費	0
		(5) 印刷費	500,000
		(6) 広告費	202,025
		(7) 文具費	11,422
その他の寄附	10,000	(8) 食糧費	191,100
		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	40,772
		(11) 委託料	0
今回計	1,163,790	今回計	1,318,378
前回計	0	前回計	0
総計	1,163,790	総計	1,318,378

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額        円 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	朝井 啓祐	所属党派	無所属	出納責任者氏名	小林 秀光
期間	平成23年4月17日から平成23年4月23日まで(第1回分)				

【収 入】		【支 出】	
主たる寄附	(寄付額)	[1] 人件費	315,000 円
氏 名	円	[2] 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	780,000
.....		集合会場費	0
.....		[3] 通信費	18,148
.....		[4] 交通費	0
.....		[5] 印刷費	544,600
.....		[6] 広告費	37,600
.....		[7] 文具費	13,650
その他の寄附	.....	[8] 食糧費	138,600
.....		[9] 休泊費	0
その他の収入		[10] 雑費	0
自己資金	..... 2,000,000	[11] 委託料	0
.....			
今回計	..... 2,000,000	今回計	..... 1,847,598
前回計	0	前回計	0
総 計	..... 2,000,000	総 計	..... 1,847,598

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	吉村 雅央	所属党派	無所属	出納責任者氏名	吉村 雅央
期間	平成23年3月28日から平成23年4月25日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	485,000円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	28,115
今村平治郎	280,000	集合会場費	0
他12名分		(3) 通信費	0
		(4) 交通費	0
		(5) 印刷費	507,235
		(6) 広告費	110,843
		(7) 文具費	8,027
その他の寄附		(8) 食糧費	120,542
		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	17,170
自己資金	2,000,000	(11) 委託料	0
今回計	2,280,000	今回計	1,276,932
前回計	0	前回計	0
総計	2,280,000	総計	1,276,932

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	堂本 正信	所属党派	公明党	出納責任者氏名	政治家 健市郎
期間	平成23年3月1日から平成23年4月22日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	513,400
公明党	1,309,461	集会会場費	0
西和党支部		(3) 通信費	22,178
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	500,000
.....		(6) 広告費	97,000
.....		(7) 文具費	24,541
その他の寄附	10,000	(8) 食糧費	223,397
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	15,353
自己所有	67,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,386,461	今回計	1,395,869
前回計	0	前回計	0
総計	1,386,461	総計	1,395,869

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	島田 保継	所属党派	無所属	出納責任者氏名	高橋 道興
期間	平成23年4月17日から平成23年4月23日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	294,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	150,000
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	5,000
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	500,000
.....		(6) 広告費	20,000
.....		(7) 文具費	11,550
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	50,400
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	0
自己資金	..... 1,500,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	..... 1,500,000	今回計	..... 1,030,950
前回計	0	前回計	0
総計	..... 1,500,000	総計	..... 1,030,950

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 精子	所属党派	公明党	出納責任者氏名	岸本 象三
期間	平成23年3月1日から平成23年4月22日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	140,000
公明党	1,132,233	集会会場費	0
西和党支部		(3) 通信費	13,463
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	500,000
.....		(6) 広告費	323,375
.....		(7) 文具費	2,233
その他の寄附	10,000	(8) 食糧費	223,316
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	16,899
.....		(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,142,233	今回計	1,219,286
前回計	0	前回計	0
総計	1,142,233	総計	1,219,286

報告書受理年月日	平成23年5月2日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	西川 繁和	所属党派	無所属	出納責任者氏名	西川 勲
期間	平成23年4月17日から平成23年4月24日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	700,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	788,288
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	16,664
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	480,000
.....		(6) 広告費	111,993
.....		(7) 文具費	94,749
その他の寄附	595,000	(8) 食糧費	332,700
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	3,000
自己資金	1,773,860	(11) 委託料	0
.....			
今回計	2,368,860	今回計	2,527,394
前回計	0	前回計	0
総計	2,368,860	総計	2,527,394

報告書受理年月日	平成23年5月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	中谷 修一	所属党派	無所属	出納責任者氏名	御供田 勉
期間	平成23年3月9日から平成23年4月28日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	336,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	634,200
.....		(6) 広告費	366,090
.....		(7) 文具費	0
その他の寄附	336,000	(8) 食糧費	56,980
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	31,786
自己資金	1,500,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,836,000	今回計	1,425,056
前回計	0	前回計	0
総計	1,836,000	総計	1,425,056

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	萬津 力則	所属党派	無所属	出納責任者氏名	萬津 邦代
期間	平成23年1月31日から平成23年4月24日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	845,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	139,530
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	74,970
.....		(6) 広告費	0
.....		(7) 文具費	4,500
その他の寄附	845,000	(8) 食糧費	143,000
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	36,486
自己資金	400,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,245,000	今回計	1,243,486
前回計	0	前回計	0
総計	1,245,000	総計	1,243,486

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	西村 元秀	所属党派	民主党	出納責任者氏名	西村 良則
期間	平成23年3月30日から平成23年4月28日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	485,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
西村元秀を	2,500,000	集会会場費	0
支援する会		(3) 通信費	0
民主党奈良県	50,000	(4) 交通費	15,520
第3区総支部		(5) 印刷費	633,800
		(6) 広告費	48,300
		(7) 文具費	72,304
その他の寄附	100,000	(8) 食糧費	220,020
		(9) 休泊費	39,690
その他の収入		(10) 雑費	77,599
自己資金		(11) 委託料	0
今回計	2,650,000	今回計	1,592,233
前回計	0	前回計	0
総計	2,650,000	総計	1,592,233

報告書受理年月日	平成23年5月6日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	南 幾一郎	所属党派	無所属	出納責任者氏名	森本 尚順
期間	平成23年3月15日から平成23年5月9日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	274,600 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	437,419
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	380,534
.....		(6) 広告費	296,150
.....		(7) 文具費	22,652
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	144,748
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	49,870
自己資金	..... 2,000,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	..... 2,000,000	今回計	..... 1,605,973
前回計	0	前回計	0
総計	..... 2,000,000	総計	..... 1,605,973

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	森村 修史	所属党派	無所属	出納責任者氏名	森村 真理子
期間	平成23年3月25日から平成23年5月6日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	348,400 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	368,724
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	515,620
.....		(6) 広告費	225,100
.....		(7) 文具費	420
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	20,150
その他の収入		(9) 休泊費	0
自己資金	..... 1,500,000	(10) 雑費	6,300
		(11) 委託料	0
今回計	..... 1,500,000	今回計	..... 1,484,714
前回計	0	前回計	0
総計	..... 1,500,000	総計	..... 1,484,714

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	平郡 正啓	所属党派	無所属	出納責任者氏名	平郡 久利恵
期間	平成23年4月17日から平成23年4月23日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	315,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	17,800
.....		集合会場費	0
.....		(3) 通信費	14,203
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	513,430
.....		(6) 広告費	23,000
.....		(7) 文具費	7,218
その他の寄附	315,000	(8) 食糧費	222,118
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	95,734
自己資金	800,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,115,000	今回計	1,208,503
前回計	0	前回計	0
総計	1,115,000	総計	1,208,503

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	巽 千津子	所属党派	無所属	出納責任者氏名	米田 風夏
期間	平成23年3月29日から平成23年5月5日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	122,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	195,741
社会民主党	100,000	集会会場費	0
奈良県連合		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	0
.....		(6) 広告費	525,925
.....		(7) 文具費	20,440
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	31,600
その他の収入		(9) 休泊費	0
自己資金	800,206	(10) 雑費	4,500
		(11) 委託料	0
今回計	900,206	今回計	900,206
前回計	0	前回計	0
総計	900,206	総計	900,206

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	仲本 清治	所属党派	無所属	出納責任者氏名	山端 秀和
期間	平成23年3月13日から平成23年5月9日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	350,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	229,744
.....		集会会場費	.....
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	0
.....		(6) 広告費	23,000
.....		(7) 文具費	11,579
その他の寄附	350,000	(8) 食糧費	66,520
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	22,039
自己資金	1,500,000	(11) 委託料	0
.....		.....	
今回計	1,850,000	今回計	702,882
前回計	0	前回計	0
総計	1,850,000	総計	702,882

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	向川 征秀	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	西本 高志
期間	平成23年4月16日から平成23年5月7日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	189,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	53,000
西本守道	30,000	集会会場費	2,000
向川正治	10,000	(3) 通信費	0
向川匡昭	30,000	(4) 交通費	0
吉川定子	5,000	(5) 印刷費	0
山口美和子	5,000	(6) 広告費	2,268
阪本信江	10,000	(7) 文具費	0
その他の寄附	256,000	(8) 食糧費	28,300
その他の収入		(9) 休泊費	0
自己資金	350,000	(10) 雑費	0
		(11) 委託料	0
今回計	696,000	今回計	274,568
前回計	0	前回計	0
総計	696,000	総計	274,568

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
     法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	仲本 博文	所属党派	無所属	出納責任者氏名	太田 絹代
期間	平成23年2月3日から平成23年5月2日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	675,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	1,191,666
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	11,290
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	711,760
.....		(6) 広告費	418,742
.....		(7) 文具費	14,960
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	94,406
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	152,201
自己資金	..... 3,300,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	..... 3,300,000	今回計	..... 3,270,025
前回計	0	前回計	0
総計	..... 3,300,000	総計	..... 3,270,025

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	稲葉 吉彦	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	中道 晋
期間	平成23年4月17日から平成23年4月23日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	17,500 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	157,100
森田悦子	200,000	集会会場費	2,000
今村秀之	10,000	(3) 通信費	37,305
原孝	10,000	(4) 交通費	
坂本博道	10,000	(5) 印刷費	0
西里恵次	10,000	(6) 広告費	152,505
西川猛	10,000	(7) 文具費	1,083
その他の寄附	252,290	(8) 食糧費	16,022
		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	26,011
	15,000	(11) 委託料	
今回計	517,290	今回計	409,526
前回計	0	前回計	0
総計	517,290	総計	409,526

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                   平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額       ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	奥本 英子	所属党派	無所属	出納責任者氏名	奥本 英子
期間	平成23年4月17日から平成23年4月23日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	0 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	2,000
.....	5,000	集会会場費	0
.....		(3) 通信費	10,000
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	531,700
.....		(6) 広告費	39,815
.....		(7) 文具費	17,337
その他の寄附	.....	(8) 食糧費	14,560
その他の収入		(9) 休泊費	0
自己資金	239,878	(10) 雑費	10,000
		(11) 委託料	0
今回計	244,878	今回計	625,412
前回計	0	前回計	0
総計	244,878	総計	625,412

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	沢田 洋子	所属党派	日本共産党	出納責任者氏名	高倉 道子
期間	平成23年3月8日から平成23年5月6日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	64,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	151,680
木村健二	20,000	集会会場費	3,000
中井敏和	10,000	(3) 通信費	4,000
高倉道子	10,000	(4) 交通費	0
松尾トミ子	10,000	(5) 印刷費	445,970
		(6) 広告費	0
		(7) 文具費	5,903
その他の寄附	64,000	(8) 食糧費	34,877
		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	1,907
自己資金	300,000	(11) 委託料	
今回計	414,000	今回計	711,337
前回計	0	前回計	0
総計	414,000	総計	711,337

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
    法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	泉尾 安廣	所属党派	無所属	出納責任者氏名	竹村 法子
期間	平成23年3月14日から平成23年5月9日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	490,000 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	169,541
.....		集会会場費	0
.....		(3) 通信費	0
.....		(4) 交通費	0
.....		(5) 印刷費	380,534
.....		(6) 広告費	23,000
.....		(7) 文具費	2,858
その他の寄附	490,000	(8) 食糧費	36,311
.....		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	34,510
自己資金	700,000	(11) 委託料	0
.....			
今回計	1,190,000	今回計	1,136,754
前回計	0	前回計	0
総計	1,190,000	総計	1,136,754

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1. 選挙の種類                      平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙
- 2. 公職選挙法選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
法定選挙運動費用額        ¥ 3,803,400 円
- 3. 報告書の要旨

候補者氏名	戸谷 隆史	所属党派	無所属	出納責任者氏名	瀬川 安広
期間	平成23年3月31日から平成23年5月9日まで(第1回分)				

【収入】		【支出】	
主たる寄附	(寄付額)	(1) 人件費	237,245 円
氏名	円	(2) 家屋費	
(団体名)		選挙事務所費	0
高橋美紀		集会会場費	0
山本昌美		(3) 通信費	0
樋口優子		(4) 交通費	0
神林真樹		(5) 印刷費	0
寺西敬子		(6) 広告費	284,500
		(7) 文具費	0
その他の寄附	198,500	(8) 食糧費	92,430
		(9) 休泊費	0
その他の収入		(10) 雑費	55,000
自己資金	480,000	(11) 委託料	0
今回計	678,500	今回計	669,175
前回計	0	前回計	0
総計	678,500	総計	669,175

報告書受理年月日	平成23年5月9日	第1回報告分
----------	-----------	--------

選挙管理委員会告示第68号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月18日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1 日時    平成23年5月22日(日) 午前9時00分
- 2 場所    大和高田市大字大中100番地の1

- 大和高田市役所 4階 東会議室
- 3 議 案 第1号 大和高田市議会議員選挙に対する異議の申立てについて  
 第2号 大和高田市農業委員会委員一般選挙について  
 第3号 その他

**選挙管理委員会告示第69号**

平成23年4月27日付けをもって提起された平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙に係る異議申出について別紙のとおり決定し、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第215条の規定により別紙のとおり告示する。

平成23年5月23日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み

**選挙管理委員会告示第70号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月26日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1 日 時 平成23年6月2日(木) 午前9時00分
- 2 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
 大和高田市役所 4階 会議室
- 3 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
 第2号 選挙人名簿の定時登録について  
 第3号 その他

**選挙管理委員会告示第71号**

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成23年6月3日から平成23年6月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、及び住所等を記載した書面並びに在外人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成23年5月30日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

記

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
 大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

**農業委員会**

**農業委員会告示第6号**

大和高田市農業委員会6月定例委員会を次のとおり招集する。

平成23年5月26日

大和高田市農業委員会  
会長 水 井 豊

日時	平成23年6月6日（月）午後3時
場所	大和高田市役所 3階 東会議室
議案	第1号 農地法第3条第1項について申請の件（委員会許可）
	第2号 農地法第3条第1項について申請の件（知事許可）
	第3号 農地法第5条規定による申請の件
	第4号 農地法第18条第6項について通知の件
	第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
	第6号 その他

### 公平委員会

#### 公平委員会規則第2号

大和高田市公平委員会議事規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市公平委員会  
委員長 阪口 治

大和高田市公平委員会議事規則の一部を改正する規則

大和高田市公平委員会議事規則(昭和26年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条及び第3条を次のように改める。

(会議)

第2条 委員会の会議は、委員長において必要があると認めるとき、又は委員から請求があったとき、委員長が招集する。

(会議の通知)

第3条 委員長は、会議の開催日時、場所、議案その他必要な事項をあらかじめ委員に通知するものとする。

第5条を次のように改める。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録には、出席全委員の署名、押印を受けなければならない。

第7条第3項中「記入」を「記載」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 会議の開催年月日、開閉時刻及び場所

第7条第3項第8号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同号を同項第9号とし、同項第7号を第8号とし、同項第6号中「可決」を「採決」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 会議に出席した委員及び欠席した委員の氏名

第7条の次に次の1条を加える。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**公営企業**

**水道事業告示第5号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1号の規定により告示する。

平成23年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
大東設備工業株式会社	大東 浩之	奈良県奈良市紀寺町807番地の3

**水道事業告示第6号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第7条の規定により、次の者から大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定により告示する。

平成23年6月1日

大和高田市水道事業管理者

大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
高田水道工業所	田中 進	奈良県大和高田市曙町15番40号